



事務所ニュース [No.284]



労働保険年度更新 — 労災・雇用保険 —

令和4年度の労働保険年度更新は全て終了致しました。
保険料は通知書に基づき期限までの納付をお願い致します。

36（サブロク）協定 — 労基法第36条 —

36協定をせずに従業員に時間外労働をさせることはできません。
年に1回協定書を作成し、**労基署に届ける**必要があります。
当事務所で作成・提出代行を行う場合は別途費用をお願いしています。
尚、農畜産・水産業については適用されません。（技術実習生を除く）

最低賃金が変わります！ — R5.10.中旬予定 —

宮崎県 **892円**（目安）・・・前年比39円アップ

労災保険の上乗せ保険 — 8月より受付 —

万一の事故の場合、被災者の収入減により家族への生活に大きな影響を及ぼします。
労災事故の1日の休業補償は**80%**しか保障されません。政府管掌保険に連動した上乗せ保険は休業補償**20%**の保障と傷害補償を**上乗せした保険**です。
わずかな費用で事業主も従業員も安心です。

◎お申し込みは当事務所 山崎まで



◎ お盆休み ◎ **8月14日（月）・15日（火）**

ご迷惑をおかけいたしますが、休ませていただきますのでよろしくお願いいたします。

社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会・外国人登録支援機関

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : oosaki@bronze.ocn.ne.jp * HP : <https://www.office-coa.net>